(所得税の確定申告書を提出する納税者用)

租仕託		整理番号						
961年7月								
平成 年								
1月1日現在の住所		電話番号						
控除の対象となる物件の所在地								
フリガナ		生年月日						
氏名	印							
個人番号 (注1)		• •						
	1月1日現在の住所 住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地 フリガナ 氏名 個人番号	現住所  平成 年 1月1日現在の住所 住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地 フリガナ 氏名  印 個人番号						

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限る】

居住開始年月日(注2)	新築又は購入	平成	年	月	日
店往用炉牛月口(任2)	増改築等	平成	年	月	日

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位・円)

	-1			T			1	(十元・11/		
特別技	控除額	得税の住宅借入金等 (平成19年以降の居 る額を除く。)	1)		前年分の所得 税額相当額	前年分の所得税額 (税額控除前)	19			
		ミ分の所得税の 税総所得金額	2		の所得相当額	19 - 16 - 17	20	(マイナスの場合は0)		
		ミ分の所得税の 説山林所得金額	3			①と®のいずれか 少ない方の金額	Mr.			
	前年分の所得税の課税退職所得金額		4		控除額の計算	市町村民税・道府県 民税の住宅借入金等 特別税額控除見込額		(マイナスの場合は0)		
	② に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額③ に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額④ に 対 す る 額 所 得 税 額 相 当 額					( <b>1</b> )- <b>2</b> ( <b>0</b> )				
平成十八			5			額市町村民税の住宅借の				
			6		算	額 ( <b>②</b> ×3/5)	(9)			
			7			道府県民税の住宅借 入金等特別税額控除 額				
年前		+ 6 + 7	(8)			( <b>②</b> ×2∕5)				
年所得税法等改正法施行前の所	5	+ 6 + 7	0		(22.4)	[/m   37   D   188)=)				
	前年分の分離課税等の所得税額	肉 用 牛 の 売 却 価 格	9		(注1)	の個人を識別する	ための	たの個人番号(行政手続における特定番号の利用等に関する法律第2条第5項う。)を記載してください。		
		短 期 譲 渡	10		(注2)	いる場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。				
		長 期 譲 渡	(1)							
所得税相当		株式等の譲渡	12)							
相当額(注3)		先 物 取 引	13			所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号) 第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早 急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所 得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前				
)		租税条約実施特例法における利子・配当	14)							
		<ul><li>⑨から④までの</li><li>合 計</li></ul>	15				の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した 税の額に相当する額をいいます。			
	税 額	配当控除の額	16							
	控 除	投資・リース税額等控除の額	17)			整 理 欄				
		8+15-16-17	18	(マイナスの場合は0)						